



弁護士

新澤 純
(にいざわ・じゅん)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

相続法改正 第3回「自筆証書遺言制度の見直し、遺言執行者の権限の明確化等、相続人以外の者による貢献の考慮」

弁護士 新澤 純

1 はじめに

「連載:相続法改正」の第3回となる本稿では、相続法改正のうち、自筆証書遺言制度の見直し、遺言執行者の権限の明確化等、相続人以外の者による貢献の考慮、の3点について、ご説明させていただきます(なお、改正法の各条文における下線は筆者によります)。

2 自筆証書遺言制度の見直し

第968条(自筆証書遺言)

- 1 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産(第997条第1項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の每葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。
- 3 (略)

(1) 自筆証書遺言の方式緩和

遺言者の意思の正確性を担保するため、自筆証書遺言は厳格な要式行為とされていますが、他方で、あまりに厳格すぎると簡便性が損なわれてしまいます。本改正では、自筆証書遺言の利用を促進するという趣旨から、遺言本文に添付する財産目録について、要式性が緩和され、パソコンを利用したり、不動産の登記事項証明書や預金通帳の写し等を添付したりすることが可能になりました(部会資料24-2、21頁)。

施行時期・経過措置としては、2019年1月13日以降に作成された自筆証書遺言に適用されることとなります(附則6条)。

(2) 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設(2020年7月10日施行)

上記改正と併せて、「法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)」が制定され、自筆証書遺言の保管制度が創設されました。

従前、自筆証書遺言については、公正証書遺言とは異なり、法定の保管制度がなく、作成後の紛失や隠匿又は変造のおそれがあるとされていました。また、自筆証書遺言の存否を確認する方法がなく、遺産分割終了後に自筆証書遺言が発見されるなどして、相続人間で深刻な紛争を生じさせる原因にもなっていました。

そこで、今般、自筆証書遺言の保管制度が創設され、2020年7月10日より、法務局の所管のもとで、運用が開始されることになりました。本制度

を利用した場合、民法1004条1項の規定にかかわらず、家庭裁判所への検認手続は不要となります(遺言書保管法11条)。

3 遺言執行者の権限の明確化等

第1012条(遺言執行者の権利義務)

- 1 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。
- 2 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。
- 3 (略)

第1015条(遺言執行者の行為の効果)

遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。

(1) 遺言執行者の法的地位及び権限の明確化

改正の趣旨としては、遺言執行者の法的地位と権限を明確化し、遺言執行者と相続人とのトラブルの発生を防止するという点にあります。これにより、遺言執行者は、遺言の内容を実現することを職務とするもので、必ずしも相続人の利益のために職務を行うものではないことが明確にされました(最判昭和30年5月10日民集9巻6号657頁参照)。

また、旧法1015条「遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。」は削除され(代理人構成の否定)、遺言執行者の行為の効果は相続人に直接帰属することとされました。

施行時期・経過措置としては、2019年7月1日以降に発生する相続に適用されます。1012条は、2019年7月1日以降に遺言執行者となる者に適用されます(附則8条1項)。

(2) 特定遺贈がされたときの遺言執行者の権限

特定遺贈がなされた場合、第一義的には相続人が遺贈義務者となりますが、遺言執行者がいる場合には、当事者適格を有するのは遺言執行者に限られます(最判昭和43年5月31日民集22巻5号1137頁)。改正法1012条2項は、従来の判例法理を明文化する趣旨であり、実質的な変更はありません。施行時期・経過措置は、上記と同様です。

第1014条(特定財産に関する遺言の執行)

- 1 (略)
- 2 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言(以下、「特定財産承継遺言」という。)があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第899条の2第1項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。
- 3 前項の財産が預貯金債権である場合には、

遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。

4 (略)

(3) 特定財産承継遺言がされたときの遺言執行者の権限

ア 特定財産承継遺言(いわゆる「相続させる」旨の遺言)に関する遺言執行者の権限

「相続させる」旨の遺言とは、「遺産のうち甲土地をAに相続させる」のように、特定の遺産を特定の相続人に相続させる旨の遺言をいいます。

従前、不動産登記実務上、「相続させる」旨の遺言については、受益相続人が単独で登記申請することができることから(不動産登記法63条2項)、当該不動産が被相続人名義である限り、遺言執行者は登記手続をすべき権利も義務も有しないとされていました(最判平成7年1月24日民集174号67頁)。

本改正では、従来の判例法理が変更され、不動産登記についても、遺言執行者が単独申請をして、遺言に基づく権利変更登記をすることができるようになりました。なお、従前通り、受益相続人による単独申請も引き続き可能です。

イ 対象財産が預貯金債権である場合

遺言執行者がいる場合、受遺者等に当該預金債権の對抗要件を具備させた上で受遺者等が自ら預金債権を行使するよりは、遺言執行者に預金債権の払戻権限を認め、遺言執行者に引き出した預金の分配まで委ねる方が簡便であり、また、受遺者の通常の意味に合致する場合が多いと考えられます(中間試案補足説明52頁)。

上記趣旨から、本改正では、「相続させる」旨の遺言の対象財産が預貯金債権である場合は、遺言執行者は上記對抗要件具備行為のほか、当該預貯金の払戻しの請求及びその預貯金に係る契約の解約申入れをすることができる旨の規定が新たに設けられました。

ウ 施行時期・経過措置

2019年7月1日以降に発生する相続に適用されます。1014条2項～4項は、2019年7月1日以降に作成された「相続させる」旨の遺言にかかる遺言執行者による執行に適用されず(附則8条2項)。

第1013条(遺言の執行の妨害行為の禁止)

- 1 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。
- 2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- 3 (略)

(4) 遺言執行を妨害する行為をした場合の効果

遺言執行者がある場合に、相続人が執行を妨げる行為をした場合、その効力は無効となります(最判昭和62年4月23日民集41巻3号474頁)。改正法1013条2項は、従来の判例法理を明文化する趣旨です。もっとも、第三者の取引安全を図る趣旨から、「善意」の第三者は保護されます。従前、遺言執行者の関与なく相続人に預貯金を払い戻した場合、債権の準占有者への弁済(民法478条)として処理され、善意無過失が要求されたのに対して、改正法では善意で足り、金融機関に有利な内容となっています。

施行時期・経過措置としては、2019年7月1日以降に発生する相続に適用されます。

第1016条(遺言執行者の復任権)

- 1 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。
- 2 (略)

(5) 遺言執行者の復任権

従前、遺言執行者は、遺言者がその遺言に反対の意思表示をした場合を除き、やむを得ない事由がなければ第三者にその任務を行わせることはできないとされていました。

しかし、十分な法律知識を有していない相続人にとって、遺言執行が困難な場合もあることや、遺言の内容次第で遺言執行者の職務行為の一部について利益相反の関係に立つ場合もあることから、弁護士等の専門家に遺言執行を一任した方が適切な処理が期待できる場合も考えられます。そこで、遺言執行者の復任権が規定されました。

施行時期・経過措置としては、2019年7月1日以降に発生する相続に適用されます。1016条は、2019年7月1日以降に作成された遺言にかかる遺言執行者の復任権に適用されます(附則8条3項)。

4 相続人以外の者による貢献の考慮

第1050条(特別の寄与料請求権)

- 1 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族(相続人、相続の放棄をした者及び第891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。)は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭(以下この条において「特別寄与料」という。)の支払を請求することができる。

2～5 (略)

(1) 改正の趣旨

旧法では、寄与分(904条の2)が相続人にしか認められていなかったため、相続人以外の者の貢献を考慮し、相続における実質的公平を図る観点から、寄与行為をした相続人以外の者にも一定の財産を取得させる制度が設けられました。

(2) 特別の寄与制度の要件

特別寄与料を請求し得る者は、法制審議会における議論の末、「被相続人の親族」(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいいます。)と規定されました。

特別の「寄与」は、無償の労務提供に限られます(療養看護は例示)。財産上の給付は認められません。

「特別」の寄与の意味について、立案担当者によれば、貢献の程度が一定程度を超えることを要求する趣旨であると説明されています(部会資料23-2、23頁、第23回議事録7頁)、具体的な認定基準については、今後の実務の積み重ねによります。

(3) 行使期間

行使期間は、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月間、相続開始の時から1年間とされています(除斥期間)(1050条2項但書)。

(4) 施行時期

2019年7月1日から施行されます。

【参考文献】

・日本弁護士連合会編「Q&A改正相続法のポイント」新日本法規
・金融取引法研究会編「一問一答相続法改正と金融実務」経済法令研究会